

2-10水産業競争力強化緊急事業

ア 広域浜プラン緊急対策事業

---(ア) 広域浜プラン策定支援(別添1)

a 浜の活力再生広域プラン策定支援

b 漁船漁業構造改革広域プラン策定支援

(事業実施者) 広域水産業再生委員会/広域漁船漁業構造改革委員会

(助成額) 1プラン50万円を上限(初年度のみ)

(KPI) 水産業の競争力強化に資する成果目標を5年以内に定め、目標達成を目指す

---(イ) 収入向上・コスト削減の実証的取組支援

.....a 養殖用生餌供給安定対策支援(別添3)

(事業実施者) 広域水産業再生委員会/地域水産業再生委員会又は水産業協同組合

(補助率) 予算の範囲内において、経費の1/2を上限

(KPI) 5年以内に生餌の調達コストを5%以上削減する取組目標を定め、目標達成を目指す

.....b 広域浜プラン実証調査(別添4)

(事業実施者) 広域水産業再生委員会/広域漁船漁業構造改革委員会

(助成額) 【一般メニュー】1プラン当たり200万円を上限(3事業期間を上限に実施)

【漁協機能統合・再編メニュー】取組区分当たり200万円を上限(原則3年間、最大2年間延長)

(KPI) <<広域浜プラン>>に基づく取組全体の効果として目標達成を目指す

.....c 真珠品質保持緊急対策(別添10)

(事業実施者) 広域水産業再生委員会等 (補助率) 品質保持を目的とした保管に係る経費の2分の1

(KPI) 南洋真珠の単価比で、日本産真珠の単価2%向上を目指す

.....d プリ類養殖緊急支援対策(別添12)

(事業実施者) 広域水産業再生委員会等

(補助率) プリ類の種苗の安定確保を目的とした機器設置費、人件費等に係る経費の2分の1

.....e 貝類のへい死対策環境整備支援(別添11)

(事業実施者) 広域水産業再生委員会等

(補助率) 貝類の適正な養殖管理を推進することを目的とした漁場モニタリング環境の整備に係る経費の2分の1

---(ウ) クロマグロ混獲回避活動支援(別添9)

(a) 混獲回避取組支援

(事業実施者) 広域水産業再生委員会に参画する定置網漁業者から構成される漁業グループ

または20トン未満の漁船漁業者から構成される漁業グループ

(助成額) 1か統当たり100万円を上限[定置漁業グループ]

1隻当たり30万円を上限[漁船漁業グループ]

(b) 混獲回避機器等支援

(事業実施者) 広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人または法人

(補助率) 1か統当たり350万円以内において、導入費用の1/2以内[定置漁業グループ]

1隻当たり100万円以内において、導入費用の1/2以内[漁船漁業グループ]

イ 水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業(別添5)

a 浜の担い手漁船リース緊急事業

b 漁船漁業構造改革緊急事業

(事業実施者) リースにより漁船の貸付けを行う者(リース事業者)

(漁船の借受者) 漁船漁業構造改革広域プランに基づき、中核的漁業者と位置づけられた者

(補助率) 1隻当たり2億5千万円を上限とし、漁船取得・改修費用の1/2以内

(KPI) 5年以内に漁業所得(個人の場合)または償却前利益(法人の場合)を10%以上向上

c 取得価格等適正審査委員会の運営

ウ 競争力強化型機器等導入緊急対策事業(別添7)

(事業実施者) ・広域水産業再生委員会に参画し、漁業を営む個人または法人

・調整協議会に参画する地域水産業再生委員会に所属する漁業を営む個人または法人

(補助率) 機器本体価格2千万円を上限とし、導入費用の1/2以内

(KPI) 5年以内に漁業所得(個人の場合)または償却前利益(法人の場合)を10%以上向上

エ 水産業競争力強化金融支援事業(別添8)

(ア) 実質無利子化措置

(交付対象者) イ及びウの事業の実施者で、融資機関から資金の貸付けを受けた者

(イの事業は1隻当たり2億5千万円を上限、ウの事業は2千万円を上限)

(助成額) 利子相当額または年利率2%として算定した額のいずれか低い額

(イ) 実質無担保・無保証人化措置

※ウの事業を活用するための融資の借入において引き受けた保証料・保険料を基に算出

(助成対象) 漁業信用基金協会/全国農林漁業信用基金

(ウ) 保証料助成措置

※イの事業を活用するための融資の借入において引き受けた保証料を基に算出

(助成対象) 漁業信用基金協会

(a) 保証料助成事業

(b) 保証引受プログラム回収経費助成事業